

だい しょう
第 4 章

けいかく じつげん む
計画の実現に向けて

くにたちしちいきふくしけいかく 国立市地域福祉計画は、「だれもがあたりまえに暮らせるまちをつくる」ことを目標とし、「ソーシャルインクルージョンに基づく地域づくり」及び「少子高齢社会に対応したコミュニティづくり」を基本理念として、すべての市民の福祉ニーズに対応した様々な施策や事業を推進することとしています。また、この計画の各施策を着実にかつ有機的に推進することにより、地域コミュニティの活性化を図ることとしています。

この計画を円滑に推進するためには、推進体制を確立し、定期的に計画の進捗状況の把握、点検、評価等を行う必要があります。

一方、行政の役割を明確にし、地域を構成する市民、NPO、事業所等の理解、協力、連携のほか、事業活動を展開する際の福祉関係当事者を含む市民、NPO、事業所等の積極的な参画を求め、計画を推進する必要があります。また、国、東京都、他区市町村等関係機関との密接な連携が求められます。

1 推進体制の確立

計画を着実に推進するため、市民及び福祉関係当事者が参加した機関及び庁内組織による機関を設置します。また、計画の点検・評価の基準を明確にします。

(1) 国立市地域保健福祉推進本部の設置・運営

地域福祉計画推進の総合調整及びその他の福祉施策の計画、調整等、福祉施策全般の円滑な推進を図るため、庁内組織からなる国立市地域保健福祉推進本部を設置・運営します。

(2) 国立市地域保健福祉施策推進協議会の設置

国立市地域保健福祉推進本部において、この計画の変更、見直し等を行う場合に、必要に応じて市民及び福祉関係当事者の参加を得て、計画の進捗状況の把握、点検、評価等を行う協議会を設置します。

(3) 計画の点検・評価基準の明確化

計画の点検・評価を実施する際の基準として、各施策の「具体的な取組」の事業成果が「目標」に対して、妥当性、有効性、効率性、公平性等の観点から事業が適正に

じっし ひょうか し く へいせい ねんど こうちく ひょうかきじゆん
実施されているのかを評価する仕組みを平成25年度までに構築し、評価基準の
めいかくか はか
明確化を図ります。

2 市民、NPO、事業所等との連携・協力

けいかく しさく すいしん うえ しみん じぎょうしょとう れんけい きょうりょく か
この計画の施策を推進する上で、市民、NPO、事業所等との連携・協力は欠かせ
ません。このため、市民、NPO、事業所等の活動の情報収集に努めるとともに、出前
しみん じぎょうしょとう かつどう じょうほうしゅうしゅう つと でまえ
講座「わくわく塾くにたち」等を活用した行政情報の提供に努めます。また、市民、
こうざ じゅく とう かつよう ぎょうせいじょうほう ていきょう つと しみん
NPO、事業所等による企画提案による新たな福祉サービスの発掘や、国、東京都等の
じぎょうしょとう きかくていあん あら ふくし はくくつ くに とうきょうととう
ほじょきん かつよう じぎょう せつきょくてき すいしん
補助金を活用した事業を積極的に推進します。

3 国、東京都、他区市町村関係機関等との連携

くに とうきょうと た く しちょうそんかんけいき かんとう れんけい
ほうりつ かいせい ひつよう かいだい けんげん くに およ とうきょうと ぞく かいだいてう くに およ
法律の改正を必要とする課題や権限が国及び東京都に属する課題等については、国及
とうきょうと かいけつ ようぼう くに とうきょうと た く しちょうそんとうかんけいき かん みっせつ れんけい
び東京都に解決を要望するとともに、国、東京都、他区市町村等関係機関と密接に連携を
はか
図ります。